

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「100分の150」を「100分の160」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。